

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（毒物）                      第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。                      一 十六の四（略）                      十七（略）                      イ・ロ（略）                      ハ（略）                      ニ 「（二）カルボキシラトフェニル」チオ」（エチル）水銀ナトリウム（別名チメロサル）○・一%以下を含有する製剤                      ホ（略）                      ホトチ（略）                      十七の二 十九（略）                      十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート―一・五%以下</p>	<p>（毒物）                      第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。                      一 十六の四（略）                      十七 水銀化合物及びこれを含む製剤。ただし、次に掲げるものを除く。                      イ・ロ（略）                      ハ オレイン酸水銀及びこれを含む製剤                      （新設）                      ニ 酸化水銀五%以下を含有する製剤                      ホトチ（略）                      十七の二 十九（略）                      十九の二 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート（別名テフルトリン）及びこれを含む製剤。ただし、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジルⅡ（Z）―（一RS・三RS）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ――プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート○・五%以下</p>

を含有するものを除く。  
十九の三～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十一 (略)

二十二 (略)

二十二の二 「(二)カルボキシラトフェニル」チオ」(エチル

水銀ナトリウム(別名チメロサル)○・一%以下を含有する製剤

二十二の三 (略)

二十二の四・二十二の五 (略)

二十三～三十一の三 (略)

三十二 (略)

(109)(1) (略)

(108) (略)

(110) | 一・二―ジ (二―〔四―二―(二―メチルプロポキシ)

カルボニル―ニ―シアノエテニル」フェニルチオ」エトキシ

エタン及びこれを含有する製剤

(111) | (略)

(112) | (略)

(187) | (略)

を含有するものを除く。  
十九の三～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十一 (略)

二十二 カドミウム化合物。ただし、硫黄、カドミウム及びゼレンから成る焼結した物質を除く。

(新設)

二十二の二 ぎ酸及びこれを含有する製剤。ただし、ぎ酸九〇%

以下を含有するものを除く。

二十二の三・二十二の四 (略)

二十三～三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(109)(1) (略)

(108) | 三―(六・六―ジメチルピシクロ「三・一・一」ヘプター

ニ―エン―ニ―イル)―ニ・ニ―ジメチルプロパンニトリル及びこれを含有する製剤

(新設)

(110) | N―(α・α―ジメチルベンジル)―ニ―シアノ―ニ―フ

エヒルアセトアミド及びこれを含有する製剤

(111) | (略)

(186) | (略)

三十三〜七十一の三 (略)

七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベン  
ジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―三―(二―クロロ―三・  
三・三―トリフルオロー―プロペニル)―二・二―ジメチル  
シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン) 一・五  
%以下を含有する製剤

七十一の五〜百の六 (略)

百の七 (略)

百の八 四―メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤  
。ただし、四―メチルベンゼンスルホン酸5%以下を含有する  
ものを除く。

百の九 (略)

百の十〜百の二十 (略)

百一〜百十 (略)

2 (略)

三十三〜七十一の三 (略)

七十一の四 二・三・五・六―テトラフルオロー四―メチルベン  
ジルⅡ(Z)―(一RS・三RS)―三―(二―クロロ―三・  
三・三―トリフルオロー―プロペニル)―二・二―ジメチル  
シクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン) 〇・五  
%以下を含有する製剤

七十一の五〜百の六 (略)

百の七 メチル―(四―ブロム―二・五―ジクロルフエニル)―  
チオノベンゼンホスホネイト及びこれを含有する製剤  
(新設)

百の八 メチルホスホン酸ジメチル

百の九〜百の十九 (略)

百一〜百十 (略)

2 (略)